

市民オンブズ岡崎

ホームページ

<https://onbuds-okazaki.org/>

NO.136

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
「市民オンブズ岡崎」

TEL(0564)53-7857 FAX53-8038

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2024. 4. 15

2024 年度総会兼 4 月例会を行いました

2023 年度活動報告

月例会をほぼ毎月第 1 火曜日にりぶら（岡崎中央図書館）で行いました。今年はほぼ町内会問題に終始した一年でした。

例会への参加者は問題を抱える町内会のみなさんの参加があり、常時 10 数名の参加を得ました。

町内会問題については岡崎市総代連絡協議会に組織改善要望書を出し、2 月には岡崎市長と直接会って、町内会で起こっている事例を直接説明し条例の制定等提言をしてきました。問題をお持ちの町内会みなさんの問題について、その時々直接話を聞き、一緒になって対策も考えてきました。

上下水道審議会に対しては「適正な水道料金のあり方」答申に対して、小口利用者の負担が過度に増えないよう要望しました。上下水道審議会への傍聴を続けています。

名古屋市教育委員会への金品提供報道を受け、岡崎市教育委員会等に教育団体からの候補名簿授受、金員の授受についてアンケート調査をしています。

「市民オンブズ岡崎」のニュースについては、131 号から 135 号まで 5 回発行することが出来ました。

岡崎市議会議員の政務活動費や消防団員の報酬・手当については調査が進んでおらず、公共施設の PFI 事業についても今後の課題です。

2024 年度役員について ことしも留任となりました

代表 渡邊研治（会計兼任） 事務局長 天野茂樹（新しい人を募集しています）

2023 年度会計

通信費や会場費、全国連関連予算ではほぼ収入額と同額状況になってきました。

2024 年度通常の活動を続けるだけでも資金が足りません。会費を据え置くかわりに、皆さんに数千円のカンパをお願いしたいと思います。

会計報告

2023/4/01～2024/3/31

収入の部		支出の部	
費目	金額	費目	金額
会費	48,000	前年度繰越金返済	11,859
カンパ	27,000	通信費	21,104
		振込料金	811
		電話代	0
		情報公開料	300
		印刷費	4,885
		例会会場費	9,270
		その他（全国オンブズ会費他）	25,155
		次年度繰越金	1,616
合計	75,000	合計	75,000

4 月例会の報告

各地の町内会総会の報告がありました

A 地区では、学区総代会がお手盛りで決められていた役員手当・活動費が廃止されることになり、町内会費は 4000 円が 3000 円に下がり、なぜか世帯全部にイオンカードで 2000 円分が配布されることになったそうです。その理由については不満があるそうですが、町内会で起こっていた不合理なルールに異を唱え、我慢強く町民に知らせてきたことの成果だと思えます。

B 地区では、今まで町費として一括神社費も含めて 3 万円を超えるお金が徴収されていましたが、神社費は宗教選択の自由から一括徴収は違憲であること、排水路環境整備費は多面的機能発揮促進事業については、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に位置づけられており、碧の会が国から多額の交付金を受けて排水路整備にも充てていることがわかり、非農家への負担を強いるのはおかしいと訴えてこられました。こちらも今年度は町費 1 万 2 千円のみとなり、神社費は個別の寄付に変わりました。まだ問題は残っていますが大きな成果だったと思えます。

ただ、問題提起された方々に対して町内会役員らからの嫌がらせは続いているようで、人権侵害に当たると思われる状況を、岡崎市当局に訴えられているにもかかわらず、対応していないとなれば行政の責任も問われるかもしれません。「市民オンブズ岡崎」でもこの問題を継続して取り上げていく予定です。

《自治体の 45%が「賃上げ差別」していた…その言い訳は？ 非正規の増額は正規

に比べて 1 年遅れの理不尽》 2024 年 4 月 4 日 東京新聞

地方公務員の中で「賃上げ差別」が起きている。正規職員は 2023 年度に民間に準拠して賃上げした一方、非正規職員は全国の半数近い自治体が正規並みの賃上げをしなかったことが国の調査で判明した。非正規だけが賃上げの潮流から取り残されている。（渥美龍太、畑間香織）

◆12 月ごろ改定 正規は 4 月にさかのぼって増額支給するのに 地方公務員の賃金は、民間の賃金水準を調査した国の人事院や都道府県などの人事委員会の勧告に基づき、各自治体が 12 月ごろに改定する。正規については、各自治体の条例に基づき同じ年の 4 月にさかのぼって賃上げされる仕組みだ。23 年度は民間が大幅な賃上げをしたため、正規の大幅な賃上げに踏み切った自治体は数多い。

しかし総務省が 23 年度の非正規の状況を調査（23 年 12 月時点）すると、都道府県や市区町村など全 1788 自治体のうち、約 45%（802 自治体）が 23 年 4 月にさかのぼっての賃上げをしない方針であることが判明した。このうち年度途中から賃上げする自治体も一部あるが、大半は 24 年 4 月に賃上げがずれ込む。

同省は昨年 5 月、非正規の給与について「改定の実施時期を含め、常勤職員に準じて改定することが基本」との通知を出しており、自治体を守っていない形。非正規を含めた賃上げ分の予算措置もしたといい、同省給与能率推進室は取材に「適切な対応を行うよう促したい」とコメントした。

◆不誠実な言い訳「対応しない理由を探しているかのよう」 調査では 4 月にさかのぼっての賃金改定をしない理由も聞いており、「年度中での契約変更が困難」「事務負担が大きい」などと回答した。労働組合、自治労連の嶋林弘一氏は「予算措置もされているし、対応しないための理由を探しているかのようだ」と批判する。

このような記事があったため、岡崎市に人事課に問い合わせました。回答は以下の通りです。

（今日の東京新聞の記事で、全国の自治体の 45%が正規職員の給与改定は 4 月にさかのぼって行われるのに、会計年度任用職員は 12 月ごろに改定したとありました。岡崎市の会計年度任用職員の給与はどうなっているのか教えてください。）

お問合せいただいた件につきまして、ご回答いたします。

本市では、令和 5 年 8 月 7 日の人事院勧告を受け、同年 12 月の市議会定例会に関係条例を提出し、議決をいただきました。

このうち、会計年度任用職員の給与に係る改正については、給料（報酬）の引上げに関しては、令和 6 年 4 月 1 日から適用とし、期末手当に関しては令和 5 年 12 月 1 日に遡及して引上げ、支給いたしました。

なお、会計年度任用職員の中には、税や社会保険、配偶者の勤務先から支給される家族手当制度で定められている扶養範囲限度となる収入額を超えない範囲での働き方を選択している者も数多くおり、遡って給料改定を行った場合に、このような職員に与える影響等を考慮し、労働組合とも協議の上、給料については遡及しないという選択をしたものでございます。

今後とも、正規・非正規を問わず、必要な職員の力を大切にし、市民生活の向上のため尽力してまいりますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

（疑問）

扶養控除の範囲が年額 130 万円以内となるようにするとすれば、期末手当 12 月遡及も扶養範囲内を超える可能性があり理由にならないし、譲歩しても給料改正を年間収入が切り替わる令和 6 年 1 月からできるわけで、非正規職員に対する配慮が欠けると言わざるを得ません。

* 今年の102号室抽選の結果、今まで使っていた102A会議室から102B会議室に変わりました。図書館側からの入場になりますので、図書館1Fを利用される方に配慮をしていただくようお願いいたします。また、当面の間、町内会問題で相談が多いことを考慮して、開始時間を午後6時30分に変えます。図書館の駐車場の利用料が2時間まで無料であることから、それぞれのご都合により入退場していただければよいかと思います。よろしくお願いいたします。

5月1日(火) PM6時30分～

りぶら(岡崎中央図書館) 102B会議室

以降の例会案内

6月4日(火) PM6時30分～

7月2日(火) PM6時30分～

りぶら(岡崎中央図書館) 102B会議室

会費とカンパのお願い

「市民オンブズ岡崎」は会員の会費と市民カンパのみで運営しています。このニュースは会員だけでなく、いままで会が主催した催しに参加された方、会の活動に協力頂いた方にも郵送させていただいています。財政的基盤がない団体です。少しでも協力いただける方は会費やカンパをお願いします。

ゆうちょ銀行の口座から振り込みの場合は、「ゆうちょ銀行 ○八九店 当座 0091440」で振り込めます。こちらでも結構です。